掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結 年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 5. 15	基幹系-インフラ提供サービス(第三期)・ 会和6年度サービス追加業務	札幌総合情報センター株式会社	2, 138, 400	R6. 3. 15	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー (以下、「インフラ」という。) は、「基幹系-インフラ提供サービス業務 (三期)」 (以下、「サービス業務」という。) により提供されたものを利用している。 現在提供されているメモリ、CPU、ストレージ等のリソース及びライセンスについて、令和6年度当初より不足することが見込まれることから、リソース、ライセンスを追加する必要がある。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 (地方自治法賦行令第167条の2第17年第2号)	デ) 情報. システム管理課 011-826-6713
R6. 5. 15	アイヌ文化交流センター庭園管理業務	札幌アイヌ協会	2, 420, 000	R5. 4. 22	R5. 4. 22 ~ R5. 11. 30	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センダーの庭園 (歴史の里・自然の里) 及びセンター敷地内の自然景観をアイス気化交流でした。さわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活を大東で大き、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統の手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和4年度において、同種業務を受託し、具好な履行実績がある。	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6. 5. 15	アイヌ文化体験イベント委託業務(単価契 約)	札幌アイヌ協会	1, 518, 000	R5. 5. 2	R5. 5. 2 ~ R5. 12. 31	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えるとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする事業である。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業後と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和4年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6. 5. 15	アイヌ文化体験講座委託業務(単価契約)	札幌アイヌ協会	1, 425, 600	R5. 5. 2	R5. 5. 2 ~ R6. 3. 31	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統 料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、業務が長期間にわたり、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務を観似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。ことから、地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和4年度において同様業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第17頃第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6. 5. 15	アイヌ文化紹介システム更新業務	ソニーマーケティング株式会社	9, 845, 000	R6. 1. 31	R6. 1. 31 ~ R6. 3. 31	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センダーの来館者がアイヌ文化に対する理解を深めることができるよう、アイヌ文化を紹介するンズーなを構築する業務である。 本業務では、地下鉄南北線さっぽる影構内の「アイヌ文化を紹介する空間」(ミナバ)に設置した「ハコニワコタン」及び「タッチバネル端末」(以下「ハコニワコタン等」という。)のコンテンツ及びシステムをカスタマイズした上でアイヌ文化交流センターに導入することとしている。 本業務を実施するためには、導入するシステムを体についての基本的な知識に加えて、別途調達する機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うための知識と経験が必要不可欠である。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナバにおいてハコニワコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6. 5. 15	アイヌ文化交流センターの展示物追加制作業 <u>落</u>	札幌アイヌ協会	1, 804, 110	R6. 2. 9	R6. 2. 9 ~ R6. 3. 31	本業務は、アイヌ文化交流センターの展示室等の充実を目的として、アイヌ民族の伝統的な民具等の展示 物の追加制作を行うものである。 展示物の制作に当たっては、アイヌ文化交流センターの展示及びアイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している者を確保できる組織体制が必要である。 これらのことを満たし、業務を確実に実施できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、当該団体と の随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の展示物品の制作を行ってお り、開設後の追加での民具制作等で良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2 第 1 7 軍第 2 号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6. 5. 15	アイヌ文化交流センター吸収冷温水機保守点 強業務	パナソニック産機システムズ株式 会社	911, 900	R6. 3. 7	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの冷暖房用の熱源機である吸収冷温水機の保守点検を行うものである。 限行に際しては、バナソニック(株)製(旧・三洋電機空調(株))の吸収冷温水機に精通し、故障等の際に 迅速な対応が必要であることから同社製の吸収冷温水機の販売・取付・保守業者であり、機器を熟知して いる左記業者でなければがが不可能である。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (合和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿登録業者) なお、前回見積合せに見積の提出がなかったことについて、聴取を行い、以下の通りの事情であるため、 再度の見積合せを実施する。 同社営業、大屋職員より聴取 ・担当営業は見積合せの実施自体を把握していなかった ・同社が登録している見積送付メールアドレスへのメールも届いていなかった ・当該見積送付メールアドレスが最近変更になったため、メールが届かなかったと思われる ・見積合せに参加する意思はある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結 年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 5. 15	<u> 全和5年度札幌市除雪作業日報作成支援シス</u> テム改良業務	札幌総合情報センター株式会社	59, 785, 000	R5. 6. 29	R5. 6. 29 ~ R6. 3. 29	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター (株) が令和元年度に構築 しているものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契 約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達主続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	全和5年度札幌市雪堆積場等選定システム構 箋・運用業務	札幌総合情報センター株式会社	32, 780, 000	R5. 7. 31	R5. 7. 31 ~ R6. 3. 31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター (株) が令和3年度から構築を進めているものであり、同社のみが引き続き構築、運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調査手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	全和5年度 凍結防止剂等性能調査業務	一般財団法人北海道環境科学技術 センター	2, 596, 000	R5. 8. 17	R5. 8. 17 ~ R5. 12. 25	本業務は、融水性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様に合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。この性能規定の仕様に合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要があり、短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、(一財)北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。(地方自治法施行令第16条の2第1項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	<u> </u>	株式会社北海道博報堂	11, 000, 000	R5. 8. 22	R5. 8. 22 ~ R6. 3. 28	者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随定契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	令和5年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業 務(その1)	総合商研株式会社	17, 226, 000	R5. 10. 27	R5. 10. 27 ~ R5. 11. 30	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(中央区・北区・東区・厚別区・清田区・南区・西区版)の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随意契約することとしたい。	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	会和5年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その2)	山藤三陽印刷株式会社	3, 373, 854	R5. 10. 27	R5. 10. 27 ~ R5. 11. 30	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であ り、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(白石区・豊平区・手稲区 版)の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第17項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用 業務	札幌総合情報センター株式会社	92, 499, 000	R5. 11. 17	R5. 11. 17 ~ R6. 7. 31	当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に搬入される雪の量の計測を行う2つのシステムに関する設置撤去及び 運用業務である。 1つ目のシステムは、市運搬排雪の車両が持つRFタグを読み取ることで、公共排雪の搬入量を計測する ものであり、札幌総合情報センター (株) が独自に開発し、同社のみが運用可能である。 2つ目のシステムは、搬入する車両の車をレーザーにて判別し、搬入量を計測するものであり、富士通 (株) が独自に開発したもので、現在運用可能なのは、技術移管に関する契約を締結した札幌総合情報セ ンター (株) のみである。 以上のことから、札幌総合情報センター (株) に特命随契することとしたい。 (地方公共団体の物品等又は物定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	<u> </u>	公益社団法人札幌市シルバー人材 センター	10, 335, 028	R5. 11. 28	R5. 11. 28 ~ R6. 3. 25	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高年齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	全和5年度 機動的な作業支援の試行に関 <u>す</u> <u>る除排雪業務</u>	前田道路株式会社	17, 226, 000	R6. 1. 26	R6. 1. 26 ~ R6. 3. 15	左記の者は、全区災害防止協力会の加盟業者であり、大雪時における応援体制のアンケートにて、排雪作業が可能な体制を有する業者である。 当該業務については、渋滞の発生している幹線道路の交差点排雪や生活道路のザクザク対応など、各区土木部が発注している道路維持除雪業務では早急な対応が困難な状況となった際に、臨機な作業支援を実施することで、除雪事業における機動力の向上を目指すことを目的としたものであることから、道路維持除雪業務受託業者以外への委託が必要となる。また、過年度に除排電作業や従事した実績がある受託業者でなければ、臨機な作業支援が困難である。以上のことから、全区災害防止協力会に加盟し、令和3年度の大雪時に従事実績があり、単体企業で施工体制を有する業者は、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。(地方自治途施行令第167条の2第 1 項第2号)	建)土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6. 5. 15	ヘリコブターTV電送システム等保守業務(その2)	池上通信機株式会社	2, 915, 000	R6. 3. 7	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本システムは、池上通信機(株)のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守 については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十 分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した池上通信機(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法維行令第167条の2第17第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R6. 5. 15	ヘリコプターTV電送システム等保守業務(そ の3)	三井物産エアロスペース株式会社	2, 431, 000	R6. 3. 18	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本業務の保守対象機器である赤外線探査装置は、米国の FLIR Systems 社製の機器及びソフトウェアで構成されており、FLIR Systems 社から日本で唯一点検修理等の承認を受けている三井物産エアロスペース (株)以外には履行不可であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R6. 5. 15	聴覚障がい者向けメール119番提供業務	北海道総合通信網株式会社	1, 557, 864	R6. 3. 28	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本業務は、札幌市消防指令システムと連携し、携帯電話等からのインターネットメールによる緊急通報を 受信するシステムを提供するものであり、現状、札幌市消防指令システムに適合した受信システムを確認 しているのは、北海道総合通信網(株)が提供するシステムのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R6. 5. 15	消防団メール配信システム提供業務	北海道総合通信網株式会社	1, 178, 760	R6. 3. 28	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本業務は、札幌市消防指令ンステムと連携し、出動該当となる団員の携帯電話に、災害指令情報メールを 配信し、迅速かつ確実に災害現場への出動を誘導するサービスの提供を行うものであり、札幌市消防指令 システムに適合したメール配信システムを確認しているのは、北海道総合通信網(株)が提供するシステムのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R6. 5. 15	電子書籍(TRC・JDLSコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	2, 356, 872	R6. 3. 4	R6. 3. 11 ~ R6. 3. 29	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利 (複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のブラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中図. 利用サービス課 011-512-7320